

中波放送の難聴対策に係る FM 方式の 中継局に係る制度整備(案)の概要

告示関係

(1) 基幹放送用周波数使用計画(昭和63年郵政省告示第661号)の一部改正関係

超短波放送用周波数を用いて行う中波放送の中継局について、地形的原因で生じる遮蔽による受信障害対策又は地理的原因による受信障害対策（地形的原因を除いた自然的条件の特殊性が原因となって発生する受信障害の対策をいう。）のため補完的に使用することを可能とする。